

26-17

番号

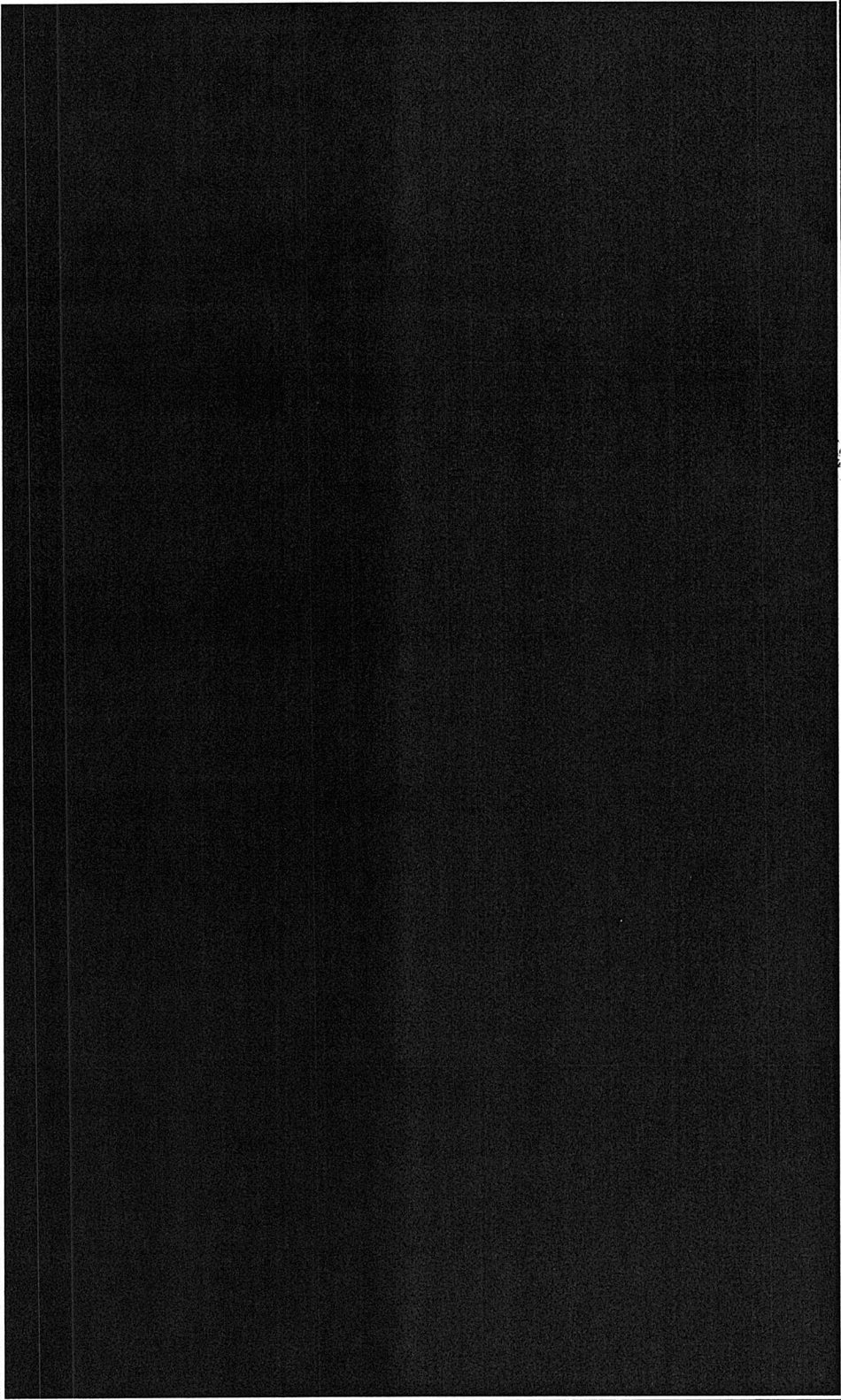
事件名	東京ヴェルディのショッピングサイト [redacted]に対する不正アクセス事件		捜査主任官 官職氏名	生活安全課 経済保安係 警部補 [redacted]	
発生 認知年月日	令和6年1月30日	捜査 着手年月日	令和6年4月2日	捜査 終了年月日	年 月 日
被疑者 本籍 住所 職業 (所属団体・地位) 氏名 生年月日(歳) 前科・前歴	不詳 母 [redacted] 利根川区 [redacted] 個人事業主 石川雄貴 [redacted] (29歳) [redacted]				
被害者 住所 職業 (所属団体・地位) 氏名 生年月日(歳)	【アクセス管理者】 東京ヴェルディ株式会社 東京都稲城市矢野口4015番地1 [redacted]				
事件の概要	本件は、東京ヴェルディ株式会社が運営するインターネットショッピングサイト [redacted] が不正アクセスの被害に遭い、同サイトに係るデータファイルが改ざんされたことによって、顧客のクレジットカード情報が漏洩した不正アクセス事犯である。				
共犯者 本籍 住所 職業 (所属団体・地位) 氏名 生年月日(歳) 前科・前歴	[redacted] 東京都世田谷区 [redacted] 福解大輔 (22歳) [redacted] [redacted] [redacted] 茨城県水戸市 [redacted] 山手正剛 (27歳) [redacted] [redacted]				
処理・処分結果等	R7.5.16 検察庁へ送付 [redacted] 送致				

(第2面)

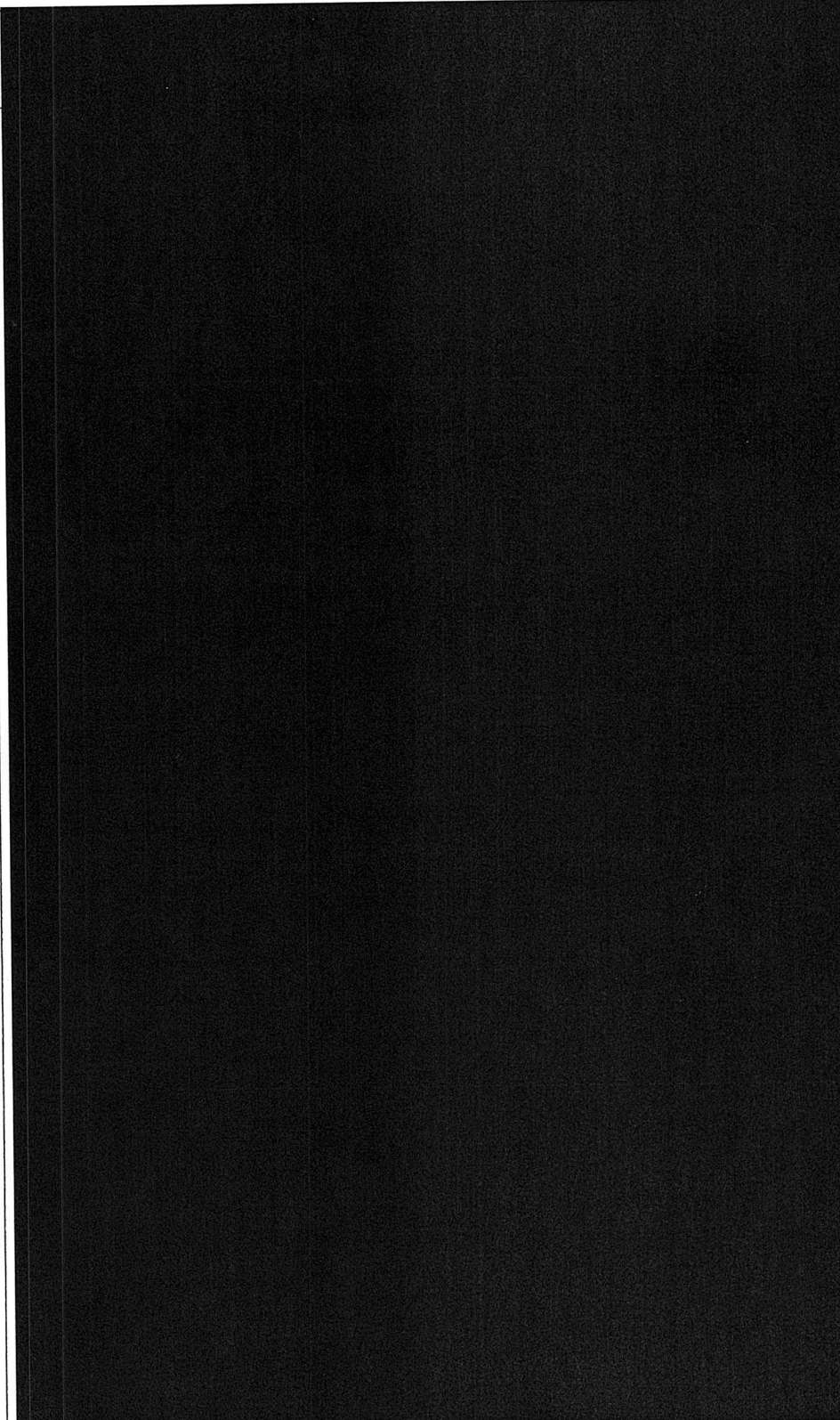
逮捕関係 (日時、場所、種別 及び逮捕者)	被疑者 令和6年5月10日 通部 証拠 令和6年5月10日 通部 証拠 令和6年5月10日 通部
指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 4月 2日	<u>捜査の着手について (伺い)</u> 1 認知の端緒 [Redacted] 2 捜査の着手について 本件は、東京ヴェルディ株式会社が運営するインターネットショッピングサイト [Redacted] が不正アクセスの被害に遭い、同サイトに係るデータファイルが改ざんされたことによって、顧客のクレジットカード情報が漏洩した不正アクセス事犯である。 要 所定の捜査を行い、被疑者を特定し本件を立件すべく、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反事件として捜査に着手することとしてよろしいか [Redacted] 捜査主任官 生活安全課経済保安係 警部補 [Redacted] 署長指揮事項  適正捜査 副署長指揮事項  課長指揮事項 

備考 電話で指揮伺い又は指揮が行なわれた場合は、受発信取扱者を明らかにするため、伺い事項及び指揮事項の末尾に、伺い者又は指揮者の認印を押印するほか、受発信取扱者名を、括弧を付して記入しておくこと。

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和6年 4月8日	

(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 4月8日	

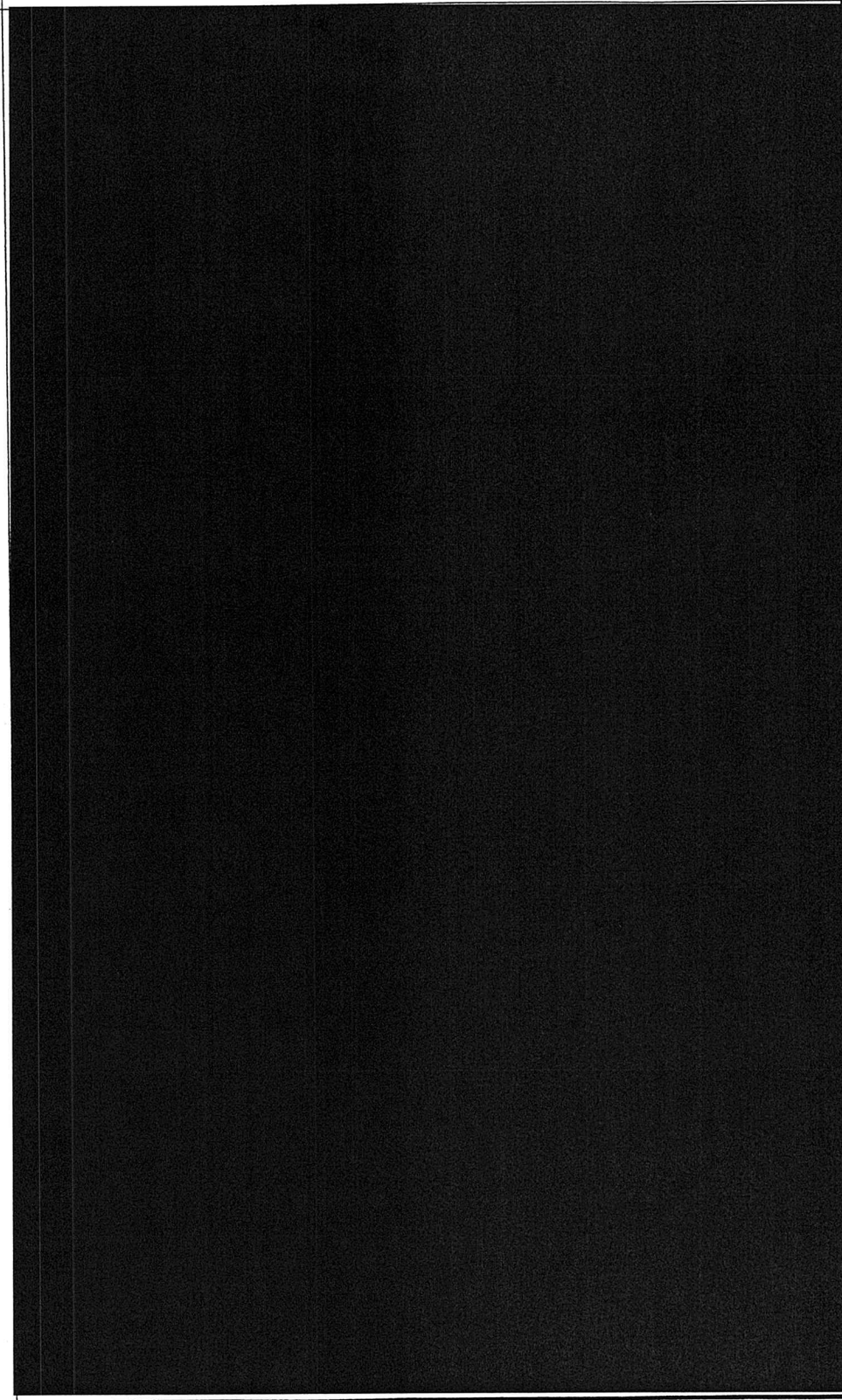
(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 4月12日	

(第3面) (継続)

指揮(伺い) 月 日 時	指揮(伺い)事項
令和6年 4月30日	

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和6年 4月30日	

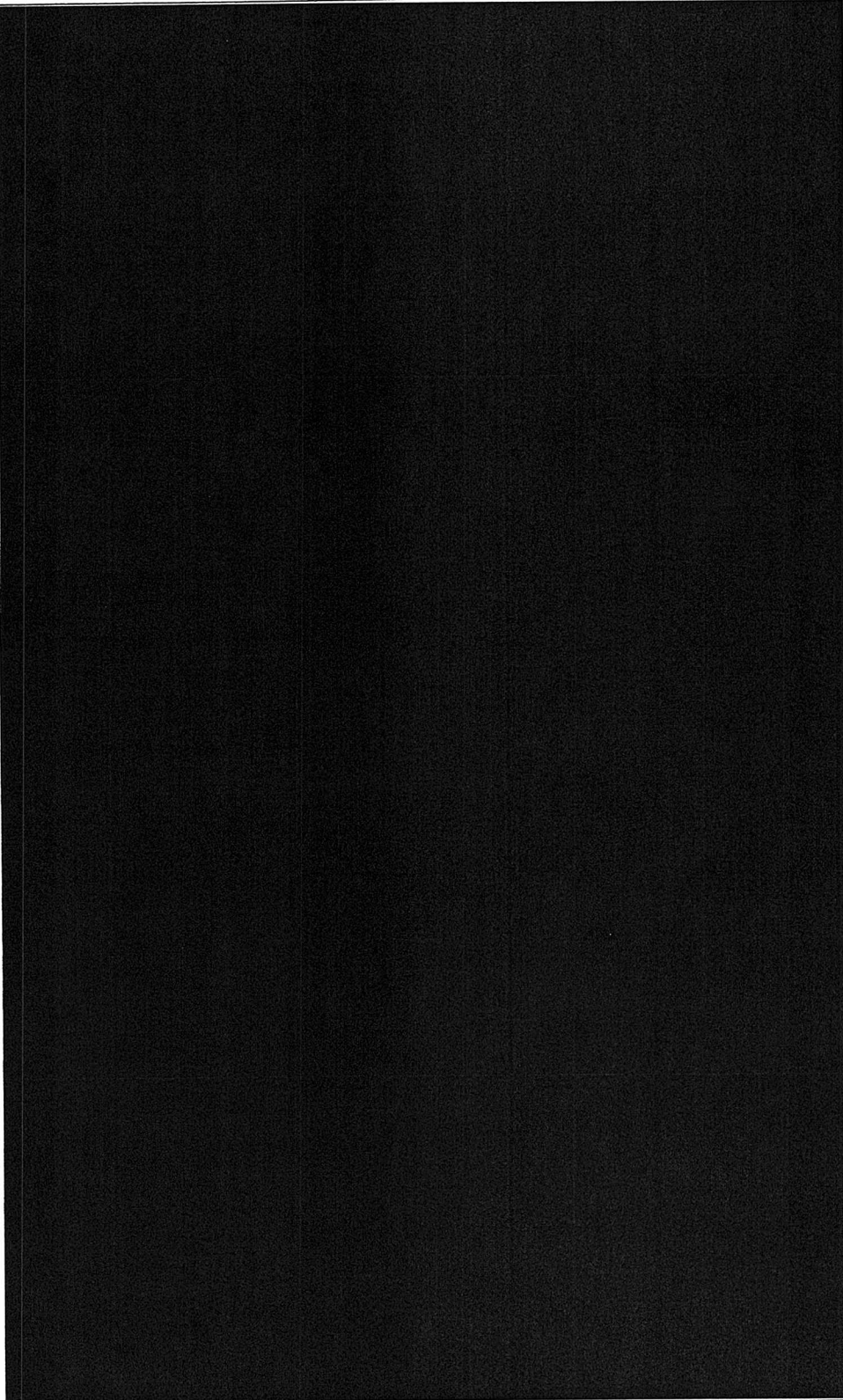
(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 5月1日	

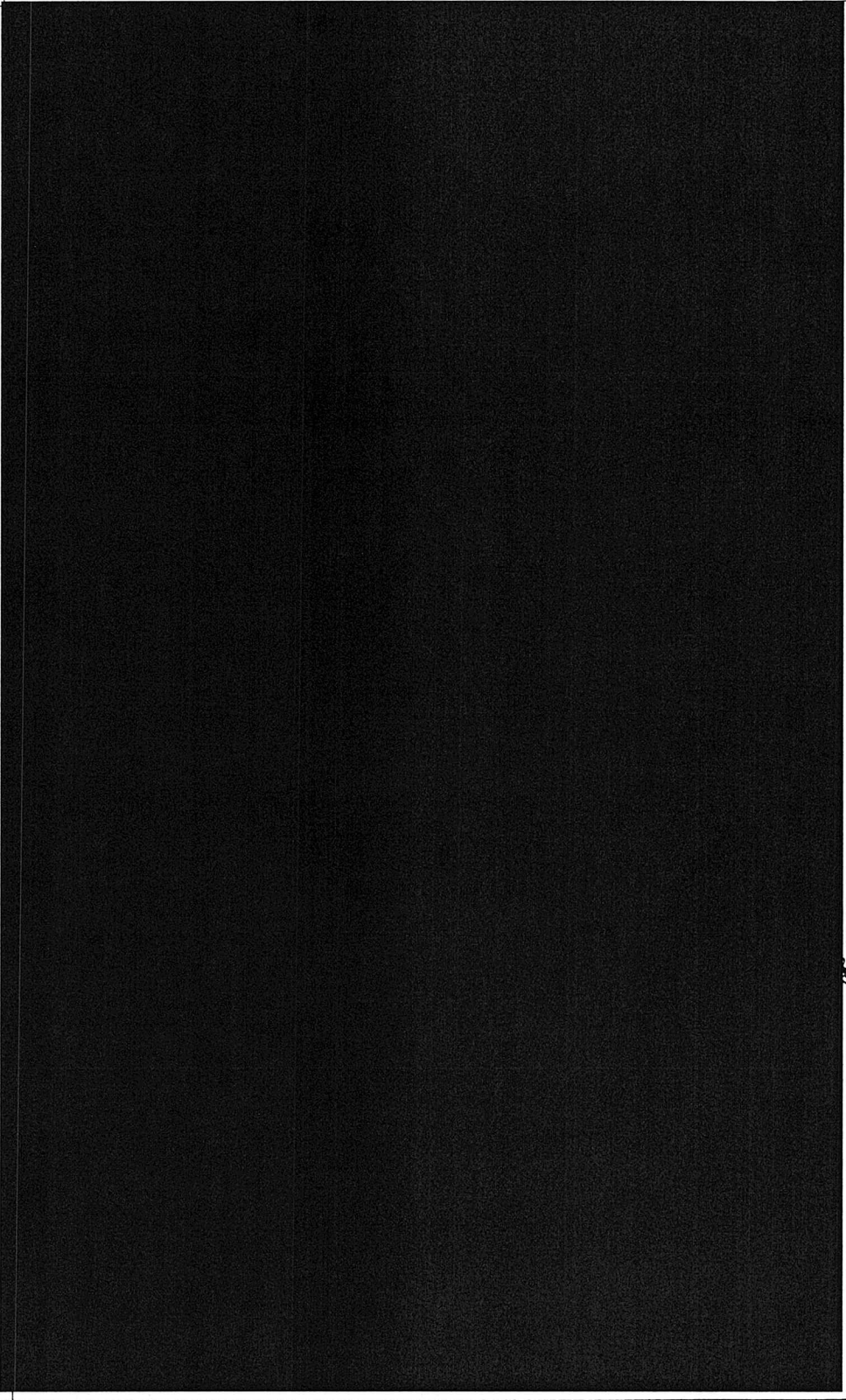
(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 6月12日	

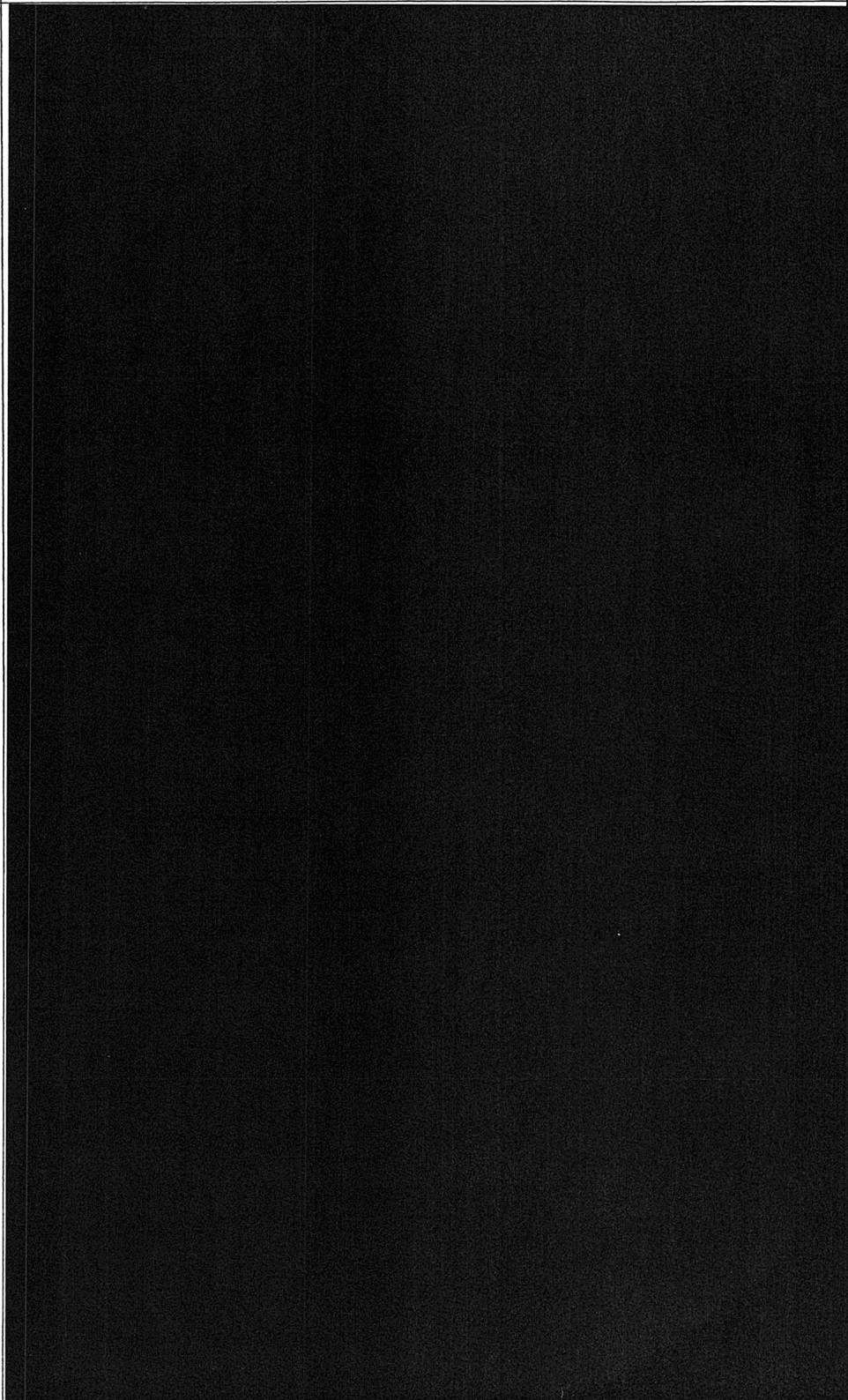
(第3面) (継続)

指揮(伺い) 月 日 時	指揮(伺い)事項
令和6年 6月/2日	

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和6年 6月17日	

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和6年 6 月 17 日	

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和6年 6月19日	

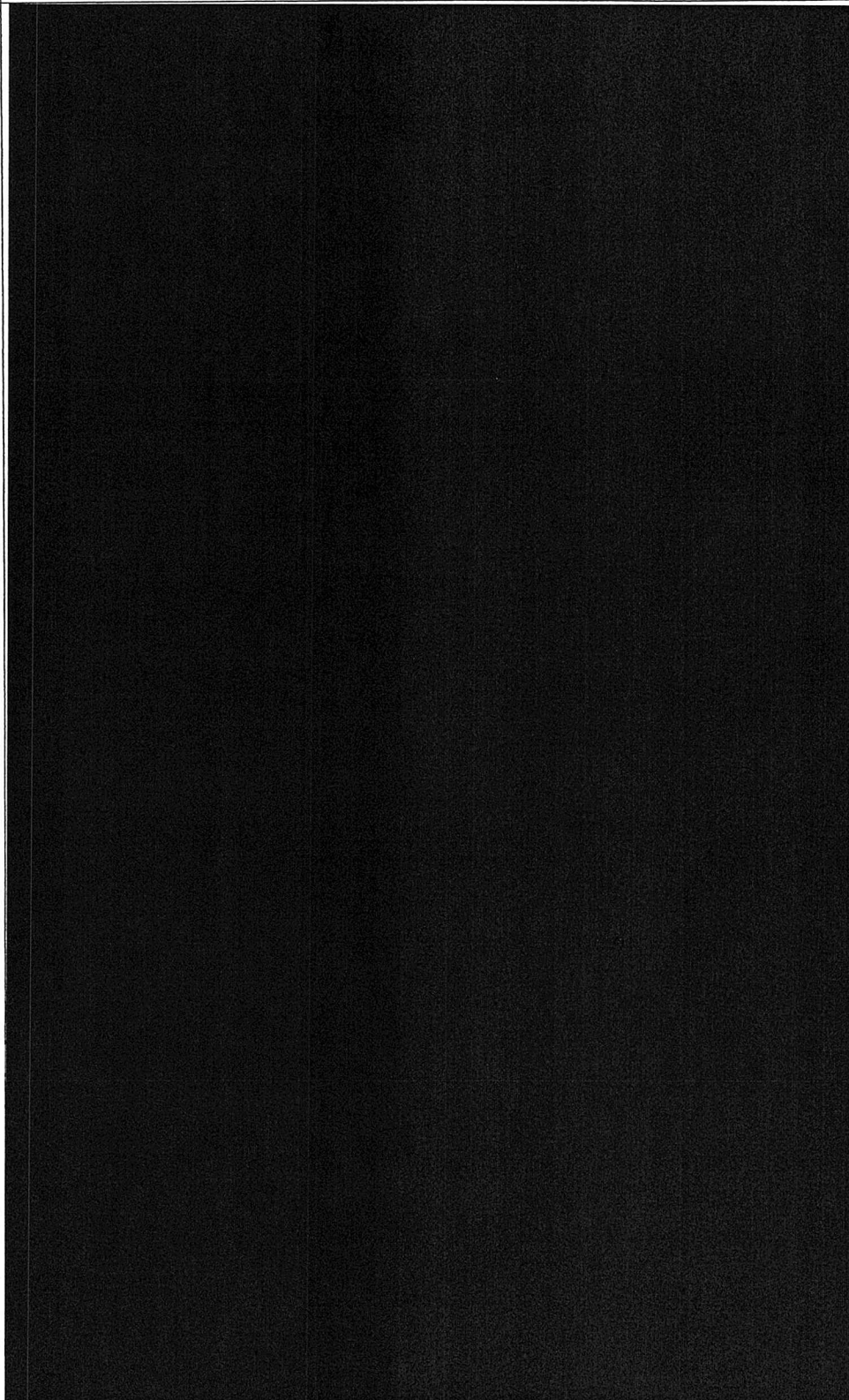
(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項

(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 9月 // 日	

(第3面) (継続)

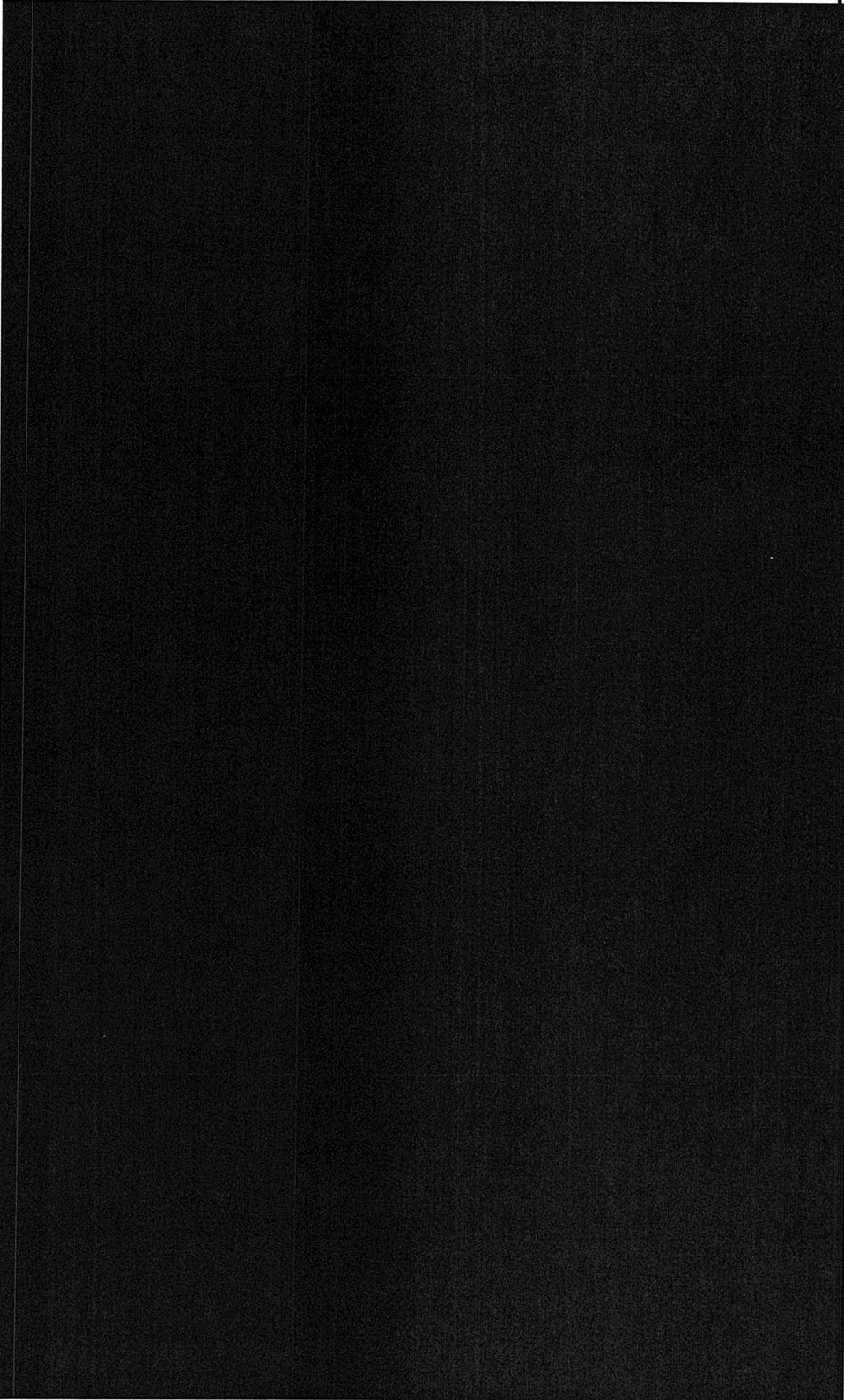
指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和6年 9月17日	

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和6年 9月18日	

(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 9月18日	

(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 10月 0 日	

(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 10月9日	

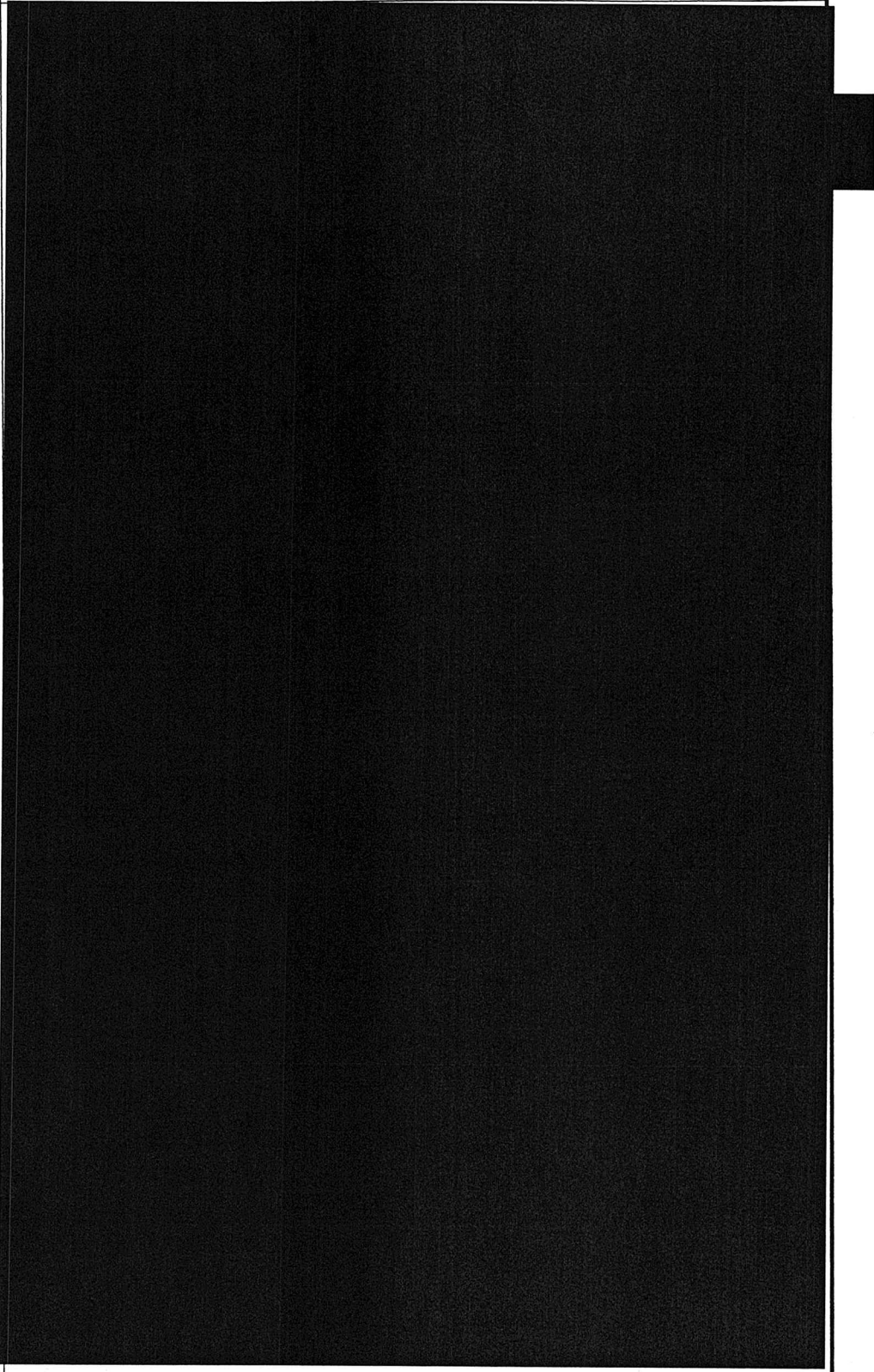
(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 11月26日	

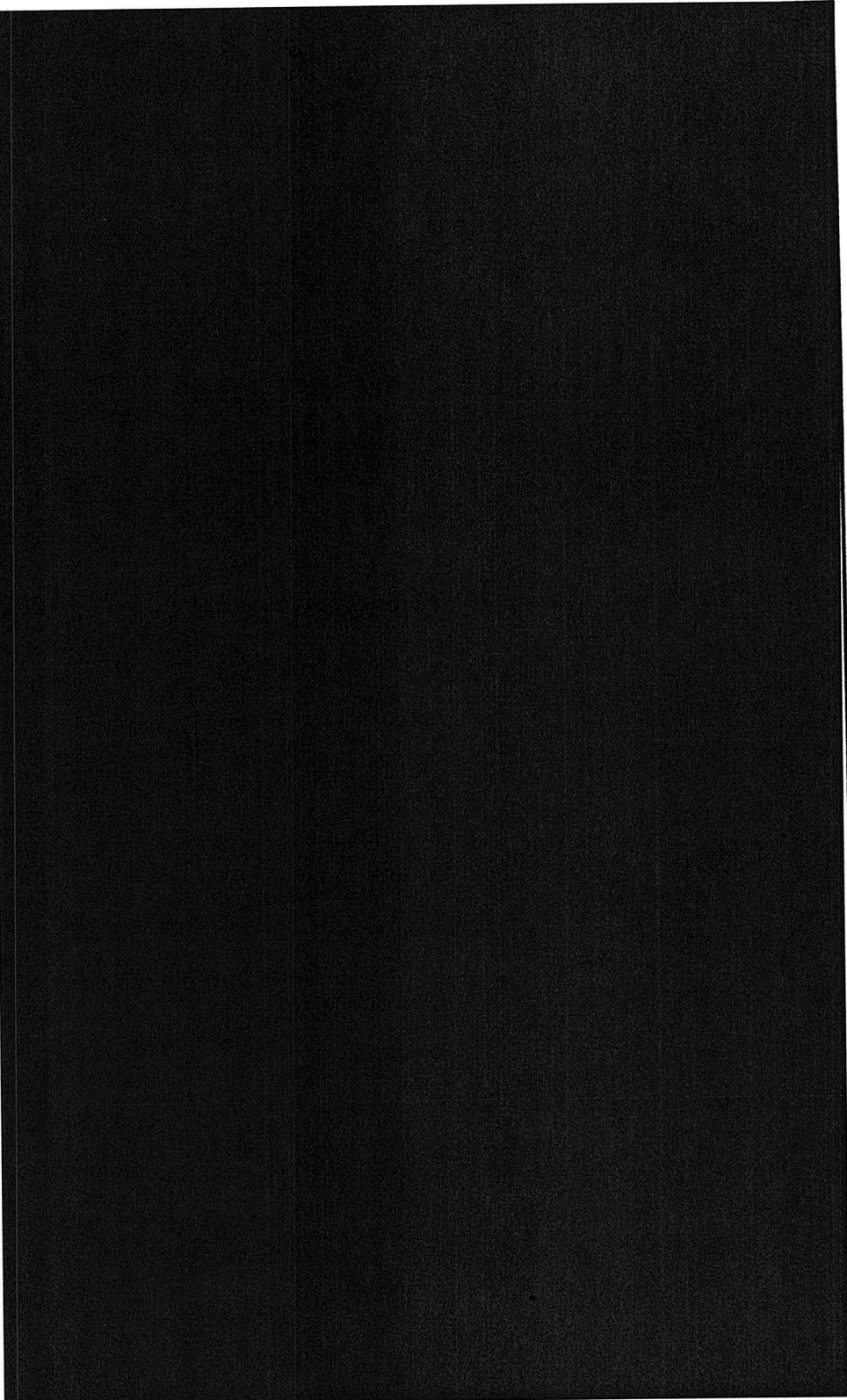
(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和6年 11月29日	

(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 12月4日	

(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和6年 12月5日	

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺 い) 事 項
令和7年 2月3日	

(第3面) (継続)

指揮(伺い) 月 日 時	指揮(伺い)事項
令和7年 2月7日	

指揮(伺い) 月 日 時	指揮(伺い)事項
令和7年 2月10日	

指揮（伺い） 月 日 時	指揮（伺い）事項
令和7年 3月12日	<u>捜査主任官の変更について</u> 令和7年3月13日付けの人事異動に伴い、本件捜査主任官を 警部補 [REDACTED] から 警部補 [REDACTED] に変更してよろしいか [REDACTED] 署 長  副 署 長  生活安全課長  石原 伸子 実施

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和 7 年 3 月 1 3 日	<u>捜査主任官の引受けについて (伺い)</u> 令和 7 年 3 月 1 3 日付けの人事異動に伴い、本件の捜査主任官を 警部補 [REDACTED] から引継ぎを受けたことから、経済保安係警部補 [REDACTED] を捜査主任官として 継続捜査することとしてよろしいか [REDACTED] 署 長  副 署 長  生活安全課長 南正 捜査

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7.5.11	<u>逮捕状</u> [REDACTED] <u>[REDACTED] 令状請求について (伺い)</u> 1 逮捕状の請求 [REDACTED] [REDACTED] 被疑者 ^{五川} [REDACTED] 雄貴 [REDACTED] [REDACTED] 被疑者 福崎大輔 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 被疑者 山上正剛 [REDACTED]

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
	5 強制捜査の必要性

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
	被疑者 に対する逮捕状の発付を受け、被疑者を通常逮捕する強制捜査の必要性を認めたものである。 よって、川崎簡易裁判所に対し前記逮捕状 令状を請求してよろしいか 署長指揮事項  副署長指揮事項  課長指揮事項  令状発付時、 破棄は要致し、研査

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和 7 年 5 月 12 日	<u>逮捕状 ■ の発付について (報告)</u> 川崎簡易裁判所裁判官に逮捕状 ■ を請求し、発付を受けたことから報告する 1 発付日時 令和 7 年 5 月 12 日 午後 2 時 30 分 2 発付裁判官 川崎簡易裁判所裁判官 土田昭彦 3 指摘事項 無し 署 長  副 署 長  生活安全課長 

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和 7 年 5 月 12 日	<u>逮捕状 ■ の執行について (伺い)</u> 川崎簡易裁判所裁判官から、逮捕状 ■ の発付を受けたことから、令和 7 年 5 月 ■ 日に執行してよろしいか 署 長  副 署 長  生活安全課長  執行時、長崎県警に に留置可なり

(第3面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年5月 日	被疑者の通常逮捕 [REDACTED] [REDACTED] 結果について (報告 [REDACTED]) 本件につき、以下のとおり被疑者 [REDACTED] を通常逮捕 [REDACTED] 報告する。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
	5 被疑者の逮捕被疑者 石川雄貴 逮捕日時 令和7年5月 日 逮捕場所

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
	福崎大輔
	逮捕日時 令和7年5月 日
	逮捕場所
	山上正剛
逮捕日時 令和7年5月 日	
逮捕場所	
署 長 指揮事項 副 署 長 指揮事項 課 長 指揮事項   	

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年 5月 15日	<u>被疑者の █████ 送致について (伺い)</u> ████ 処分意見を付したうえで、令和7年5月16日、横浜地方検察庁 川崎支部へ █████ 送致することとしてよろしいか 署 長 指揮事項  副 署 長 指揮事項  課 長 指揮事項  通印 美 敬 年 銀 2

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和 7 年 5 月 16 日	<u>送致[REDACTED]の決定について (報告)</u> 被疑者石川雄貴ほか[REDACTED]に係る、不正アクセス・私電磁窃盗違反被疑事件について、[REDACTED]送致した結果は以下のとおりであるから報告す 送 致 日：令和 7 年 5 月 16 日 送 致 先：横浜地方検察庁川崎支部 担当検事：石原検事 署 長  副 署 長  課 長 

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年 5月26日	

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺 い) 事 項
5 月 27 日	<u>逮捕状請求について (伺い)</u> 以上の経緯から、川崎簡易裁判所裁判官に対し、被疑者石川雄貴、同福崎大輔及び同山上正剛に対する逮捕状を請求することとしてよろしいか 署 長 指揮事項  副 署 長 指揮事項  課 長 指揮事項 

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和7年 6月2日	<u>逮捕状等の発付について (報告)</u> 川崎簡易裁判所裁判官に逮捕状等を請求し、発付を受けたことから報告する 1 発付日時 令和7年6月2日午前11時26分 2 発付裁判官 川崎簡易裁判所裁判官 佐塚 一寿 3 指摘事項 無し 署 長  副 署 長  生活安全課長  <u>逮捕状等の執行について (伺い)</u> 川崎簡易裁判所裁判官から、逮捕状等の発付を受けたことから、令和7年6月2日に執行してよろしい 署 長  副 署 長  生活安全課長  執行済の旨

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
6月 8 日	

(第 面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和 7 年 6 月 日	<u>被疑者の再逮捕 について (報告)</u> 本件被疑事件につき、被疑者 3 名を別件の私電磁的記録不正作出・同供用、窃盗の事実で再逮捕した 報告す 1 被疑者の再逮捕 (1) 石川 雄貴 逮捕日時 令和 7 年 6 月 日 逮捕場所 (2) 福崎 大輔 逮捕日時 令和 7 年 6 月 日 逮捕場所 (3) 山上 正剛 逮捕日時 令和 7 年 6 月 日 逮捕場所 署 長  副 署 長  生活安全課長 

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事項
令和7年 6 月 日	<u>被疑者の 送致について (伺い)</u> 本件につき、令和7年6月 日、被疑者ら3名を通常逮捕 よって、被疑者ら3名につき の意見を付して、横浜地方検察庁川崎支部に 送致してよろしいか 署 長  副 署 長  生活安全課長  南正 稔直

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年 6月6日	

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和7年 6月9日	<u>送致[REDACTED]の決定について (報告)</u> 被疑者石川雄貴ほか2名に係る、私電磁的記録不正作出・同供用、窃盗被疑事件について、[REDACTED]送致した結果は以下のとおりであるから報告す 送 致 日：令和7年6月6日 送 致 先：横浜地方検察庁川崎支部 担当検事：石原検事 署 長  副 署 長  課 長 

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年 6月10日	

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年 6月16日	

石川・福崎

(第3面) (継続)

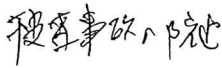
指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
6 月 26 日	<u>逮捕状の請求について (伺い)</u> よって、前記特定事実につき、裁判所裁判官より石川及び福崎に 対する逮捕状の発付を受け、 川崎簡易裁判所に対し同人 らの逮捕状を請求することとしてよろしいか 署 長 指揮事項  副 署 長 指揮事項  課 長 指揮事項  田中 稔

山上

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
/ 月 20 日	<u>逮捕状の請求について (伺い)</u> よって、前記特定事実につき、裁判所裁判官より被疑者に対する逮捕状の発付を受け、 川崎簡易裁判所に対し同人の逮捕状を請求することとしてよろしいか 署 長 指揮事項  副 署 長 指揮事項  課 長 指揮事項  補正検査

(第 面) (継続)

指揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和 7 年 6 月 23 日	<u>逮捕状の発付について (報告)</u> 石川雄貴ほか 2 名に係る逮捕状を川崎簡易裁判所裁判官に請求し、発付を受けたことから報告する。 1 発付日時 令和 7 年 6 月 23 日 午後 0 時 15 分 2 発付裁判官 川崎簡易裁判所裁判官 佐塚 一寿 3 指摘事項 無し 署 長  副 署 長  生活安全課長  <u>逮捕状等の執行について (伺い)</u> 川崎簡易裁判所裁判官から、逮捕状の発付を受けたことから、令和 7 年 6 月 25 日に執行してよろしいか。 署 長  副 署 長  生活安全課長  

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事項
令和 7 年 6 月 25 日	<u>被疑者の再逮捕</u> [REDACTED] (報告) 本件被疑事件につき、被疑者 1 名を別件の私電磁的記録不正作出・同供用、窃盗の事実で再逮捕し、被疑者 2 名を不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、電子計算機損壊等業務妨害、割賦販売法違反で再逮捕 [REDACTED] 報告する 1 被疑者の再逮捕 (1) 石川 雄貴 逮捕日時 令和 7 年 6 月 [REDACTED] 日 [REDACTED] 逮捕場所 [REDACTED] (2) 福崎 大輔 逮捕日時 令和 7 年 6 月 [REDACTED] 日 [REDACTED] 逮捕場所 [REDACTED] (3) 山上 正剛 逮捕日時 令和 7 年 6 月 25 日 [REDACTED] 逮捕場所 [REDACTED] 署 長  副 署 長  生活安全課長 

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和 7 年 6 月 26 日	<u>被疑者の [REDACTED] 送致について (伺い)</u> 同人らに の意見を付して、横浜地方検察庁川崎支部に [REDACTED] 送致してよろしいか 署 長  副 署 長  生活安全課長  角 正 敏 秋 戸 録

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
令和 7 年 6 月 27 日	<u>送致[REDACTED]の決定について (報告)</u> 被疑者石川雄貴ほか 2 名に係る、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反等被疑事件について、[REDACTED]送致した結果は以下のとおりであるから報告する 送 致 日：令和 7 年 6 月 27 日 送 致 先：横浜地方検察庁川崎支部 [REDACTED] 担当検事：石原検事 署 長  副 署 長  課 長 

(第3面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指 揮 (伺い) 事 項
6 月 30 日	

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年 7月1日	

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和 7 年 7 月 2 日	

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年 7月7日	

(第 面) (継続)

指 揮 (伺い) 月 日 時	指揮 (伺い) 事項
令和7年 7月16日	